○岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

平成二十四年十二月二十六日条例第八十六号

改正

平成二五年三月二六日条例第一六号 平成二六年三月二〇日条例第二一号 令和 三年 三月二九日条例第一三号 令和 三年 七月一三日条例第二八号

岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年 法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十四条第一項の規定に基づき、障害者支援施設の 設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この条例における用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「省令」という。)の例による。

(障害者支援施設の一般原則)

- 第三条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとと もに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(構造設備の一般原則)

第四条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、 採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければ ならない。

- 2 障害者支援施設の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
 - スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - 二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火 活動が可能なものであること。
 - 三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な 避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等 により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(施設長の資格要件)

第五条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項 各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上 の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

- 第六条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておか なければならない。
 - 一 障害者支援施設の目的及び運営の方針
 - 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
 - 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
 - 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及び その額

- 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たっての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合に は当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 苦情に対応するために講ずる措置に関する事項
- 十四 前各号に掲げるもののほか、運営に関する重要事項

(非常災害対策)

- 第七条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非 常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それ らを定期的に職員に周知しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(記録の整備)

- 第八条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録を整備した日から五年間保存しなければならない。
 - 一 第十九条第一項の規定による施設障害福祉サービス計画
 - 二 第四十一条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その時の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録
 - 三 第四十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録
 - 四 第四十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (規模)
- 第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービ スの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有する

ものでなければならない。

- 一 生活介護、自立訓練(機能訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。) 二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。)にあっては、十人以上) 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施
- 二 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、十人以上)
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、十二人以上)でなければならないものとする。
 - 一 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 六人以上
 - 二 就労継続支援B型 十人以上
 - 三 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、十人以上)

(設備の基準)

- 第十条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。
- 2 前項に規定する設備のうち次の各号に掲げるものの基準は、それぞれ当該各号に定めるところ による。
 - 一 訓練・作業室
 - イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するもので あること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- ロ地階に設けてはならないこと。
- ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
- ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- へ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- トブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 利用者の特性に応じたものとすること。

六 便所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものとすること。
- 七 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 八 廊下 幅は、一・五メートル(中廊下にあっては、一・八メートル)以上とすること。ただ し、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないように しなければならない。
- 3 就労移行支援を行う認定障害者支援施設には、前項に定めるもののほか、あん摩マッサージ指 圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を設けることとする。
- 4 第一項の相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(職員の配置の基準)

第十一条 生活介護を行う障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当 該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

- 一 施設長 一
- 二 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 三 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 イからニまでに掲げる職員の区分に応じ、生活介護の単位(生活介護であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、二十人以上とする。以下同じ。) ごとに、それぞれイからニまでに定める数
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、(1)及び (2)に掲げる数を合計した数以上
 - (1) (i) から(iii) までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ(i) から(iii) までに定める数
 - (i) 四未満 利用者(省令第十一条第一項第二号イ(2)(一)(イ)(i)の厚生労働 大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。)の数を六で除した数
 - (ii) 四以上五未満 利用者の数を五で除した数
 - (i i i) 五以上 利用者の数を三で除した数
 - (2) (1)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数
 - 口 看護職員 一以上
 - ハ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止 するための訓練を行うために必要な数(当該訓練を行う場合に限る。)
 - 二 生活支援員 一以上
- 四 サービス管理責任者(省令第十一条第一項第二号イ(3)の厚生労働大臣が定めるものをいう。 以下同じ。) イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数 イ 六十以下 一以上
 - ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上
- 2 自立訓練(機能訓練)を行う障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。
 - 一 施設長 一
 - 二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 イからニまでに掲げる職員の区分に 応じ、それぞれイからニまでに定める数

- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の 数を六で除した数以上
- 口 看護職員 一以上
- ハ 理学療法士又は作業療法士 一以上
- 二 生活支援員 一以上
- 三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 六十以下 一以上
 - ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上
- 3 第一項第三号又は第二項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、 これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を 有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 4 自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(機能訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する障害者支援施設には、第二項各号に掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- 5 自立訓練(生活訓練)を行う障害者支援施設には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当 該各号に定める員数の職員を置かなければならない。
 - 一 施設長 一
 - 二 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
 - 三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 六十以下 一以上
 - ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上
- 6 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、前項 第二号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるの は「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えて同項の規定を適用するもの とする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とする。

- 7 自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下この条において「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を行う障害者支援施設には、第五項各号(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- 8 就労移行支援を行う障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める員数の職員を置かなければならない。
 - 一 施設長 一
 - 二 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める数
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
 - 口 職業指導員 一以上
 - ハ 生活支援員 一以上
 - 三 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
 - 四 サービス管理責任者 イ又は口に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数
 - イ 六十以下 一以上
 - ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上
- 9 前項の規定にかかわらず、就労移行支援を行う認定障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。
 - 一 施設長 一
 - 二 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める数
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
 - 口 職業指導員 一以上
 - ハ 生活支援員 一以上
 - 三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 六十以下 一以上
 - ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて

得た数以上

- 10 就労継続支援B型を行う障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ 当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。
 - 一 施設長 一
 - 二 職業指導員及び生活支援員 イからハまでに掲げる職員の区分に応じ、それぞれイからハま でに定める数
 - イ 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
 - 口 職業指導員 一以上
 - ハ 生活支援員 一以上
 - 三 サービス管理責任者 イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 六十以下 一以上
 - ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上
- 11 施設入所支援を行う障害者支援施設には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該 各号に定める員数の職員を置かなければならない。
 - 一 施設長 一
 - 二 生活支援員 施設入所支援の単位(施設入所支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、三十人以上とする。以下同じ。)ごとに、イ又は口に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者又は省令第十一条第一項第七号イ(1)の厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。
 - イ 六十以下 一以上
 - ロ 六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて 得た数以上
- 12 施設入所支援を行う障害者支援施設のサービス管理責任者は、当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。
- 13 次に掲げる職員のうち、それぞれ一人以上は、常勤の者でなければならない。

- 一 第一項第三号、第二項第二号又は第五項第二号(第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の生活支援員
- 二 第一項第四号、第二項第三号、第五項第三号、第八項第四号、第九項第三号又は第十項第三 号のサービス管理責任者
- 三 第二項第二号の看護職員
- 四 第八項第二号、第九項第二号又は第十項第二号の職業指導員及び生活支援員
- 14 第一項、第二項、第五項及び第八項から第十一項までの利用者の数は、前年度の平均値とする。 ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 15 第一項から第十三項までに規定する障害者支援施設の職員(施設長を除く。)は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 16 第一項、第二項、第五項及び第八項から第十一項までの施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

- 第十二条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第十三項各号(第二号及び第四号(第九項第二号の職業指導員及び生活支援員に限る。)を除く。)の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第十三項第二号の規定にかかわらず、 サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービス のうち省令第十二条第二項の厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、 一人以上は、常勤の者でなければならないとすることができる。
 - 一 六十以下 一以上
 - 二 六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加

えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

- 第十三条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければな らない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

- 第十四条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移 行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該障害者支援施設が通常時に当該 施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら 適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支 援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他 の必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切 な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やか に講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十五条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、 その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなけ ればならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

- 第十六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との 結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者 その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければなら ない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際し、利用者又はその家族に対して

適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に 努めなければならない。

(障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

- 第十七条 障害者支援施設は、直接利用者の便益を向上させる使途であって、施設障害福祉サービスを提供する利用者に支払を求めることが適当である金銭に限り、当該利用者に対してその支払を求めることができるものとする。
- 2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

- 第十八条 障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者 の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が 漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、職員が施設障害福祉サービスの提供を行うに当たっては、懇切丁寧を旨と し、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わせ なければならない。
- 3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図 らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

- 第十九条 障害者支援施設は、サービス管理責任者に、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画 (以下「施設障害福祉サービス計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。
- 2 障害者支援施設は、サービス管理責任者に、次に掲げるところにより、施設障害福祉サービス 計画を作成させなければならない。
 - 一 適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をすること。
 - 二 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行うこと。この場合において、面接の趣旨を 利用者に対して十分に説明し、理解を得ること。
 - 三 アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、

総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成すること。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めること。

- 四 施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前号の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めること。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。
- 五 第三号の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明 し、文書により利用者の同意を得ること。
- 六 施設障害福祉サービス計画を作成した場合には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に 交付すること。
- 七 施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うこと。
- 八 モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 定期的に利用者に面接すること。
 - ロ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 3 前項第一号から第六号までの規定は、同項第七号の施設障害福祉サービス計画の変更について 準用する。

(サービス管理責任者の業務)

- 第二十条 障害者支援施設は、サービス管理責任者に、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わせるものとする。
 - 一利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営む ことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認めら れる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

- 第二十一条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握 に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型(施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

- 第二十二条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資する よう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、 又は清拭(しき)しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応 じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 7 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以 外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

- 第二十三条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充 実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継

続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

- 3 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。
- 4 障害者支援施設は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

- 第二十四条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。
- 2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、 生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなけ ればならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、 生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければな らない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、 防塵(じん)設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じな ければならない。

(工賃の支払等)

- 第二十五条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる 生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産 活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃 として支払わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれ に対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)を、 三千円を下回るものとしてはならない。
- 3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者

に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習の実施)

- 第二十六条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービ ス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

- 第二十七条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、 障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性 に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

- 第二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。
- 2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進する ため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以 上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用 を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられ

るよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第二十九条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職し た利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(食事)

- 第三十条 障害者支援施設 (施設入所支援を提供する場合に限る。) は、正当な理由がなく、食事 の提供を拒んではならない。
- 2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用 に関して説明を行い、その同意を得なければならない。
- 3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な 時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内 容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないとき は、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなけれ ばならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

- 第三十一条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。
- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、そ の者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければな らない。
- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等 の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

- 第三十二条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための 適切な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年二回以上定期に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十三条 障害者支援施設は、職員が現に施設障害福祉サービスの提供を行っている時に利用者 に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第三十四条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院 する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、 その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

- 第三十五条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る給付金(省令第三十三条の二の厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下同じ。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。
 - 一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。 以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
 - 二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
 - 三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
 - 四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(施設長の業務)

- **第三十六条** 障害者支援施設は、施設長に、次に掲げる業務を行わせるものとする。
 - 一 当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。
 - 二 当該障害者支援施設の職員に第四条から第四十五条までの規定を遵守させるため必要な指揮 命令を行うこと。

(勤務体制の確保等)

- 第三十七条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、 施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって 施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさな い業務については、この限りでない。

- 3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画 (以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更 を行うものとする。

(定員の遵守)

第三十八条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室 の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他の やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

- 第三十九条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。
- 2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討 する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。こ の場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備 すること。
 - 三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のた

めの研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。 (協力医療機関等)

- 第四十条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を 定めておかなければならない。
- 2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。 (身体的拘束等の禁止)
- 第四十一条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。
- 2 障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 (秘密保持)
- 第四十二条 障害者支援施設は、職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り 得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 (苦情への対応等)
- 第四十三条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族 からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な 措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければな らない。
- 3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告し

なければならない。

(地域との連携等)

第四十四条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第四十五条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければ ならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生 した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

- 第四十五条の二 障害者支援施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催する とともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、 テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

- 第四十六条 障害者支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。
- 2 障害者支援施設は、交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」とい

う。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 省令附則第十五条に規定する施設の建物については、当分の間、第十条第一項の多目的室を設 けないことができる。
- 3 省令附則第十六条に規定する施設の建物について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。
- 4 省令附則第十七条第一項及び第四項に規定する建物について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。
- 5 省令附則第十七条第二項に規定する建物について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。
- 6 省令附則第十七条第三項に規定する建物について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。
- 7 省令附則第十八条に規定する建物については、当分の間、第十条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 8 省令附則第十九条第一項に規定する建物について、第十条第二項の規定を適用する場合においては、同条第二項第八号中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。
- 9 省令附則第十九条第二項に規定する建物については、第十条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。
- 10 省令附則第十九条第三項に規定する建物については、第十条第二項第八号ただし書の規定は、
 当分の間、適用しない。

附 則 (平成二十五年三月二十六日条例第十六号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。(後略)

附 則(平成二十六年三月二十日条例第二十一号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(令和三年三月二十九日条例第十三号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の岐阜県 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定通所支 援基準条例」という。) 第四条第四項及び第四十六条第二項(新指定通所支援基準条例第五十五 条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十 二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、第二条の規定による改正後の岐阜県 指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定入所施設 基準条例」という。) 第四条第四項及び第四十三条第二項(新指定入所施設基準条例第五十八条 において準用する場合を含む。)、第三条の規定による改正後の岐阜県障害福祉サービス事業の 設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新障害福祉サービス基準条例」という。)第三 条第三項及び第三十二条の二(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、 第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、第四条の規定による 改正後の岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条 例(以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。)第四条第三項及び第三十八条の二(新 指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一 項及び第二項、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百十六 条、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百 七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百七十九条の十一、第百七十九条の十七、第百八十 四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九並びに第百九十三条第一項において準用する場合 を含む。)、第五条の規定による改正後の岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例(以下「新障害者支援施設基準条例」という。)第三条第三項及び第四十五条の二、 第六条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を 定める条例(以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第四条第三項及び第五十九条の 二、第七条の規定による改正後の岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定

める条例(以下「新地域活動支援センター基準条例」という。)第二条第四項及び第二十一条並びに第八条の規定による改正後の岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新福祉ホーム基準条例」という。)第二条第四項及び第十九条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第三十九条 の二(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第 七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、 新指定入所施設基準条例第三十六条の二(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する 場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十五条の二(新障害福祉サービス基準条例第 五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合 を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十一条の二(新指定障害福祉サービス基準条 例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第七十五条、 第九十一条、第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百十六条、第百四十条、第百四十条 の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第 百七十九条、第百七十九条の十一、第百七十九条の十七、第百八十四条、第百八十四条の十、第 百八十四条の十九並びに第百九十三条第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施 設基準条例第三十七条の二、新指定障害者支援施設基準条例第四十七条の二、新地域活動支援セ ンター基準条例第十六条、新福祉ホーム基準条例第十四条並びに第九条の規定による改正後の岐 阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新設備運営基準条例」とい う。)第七十三条の三(新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七 条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」 とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努め なければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十二条 第二項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、 第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、 新指定入所施設基準条例第三十九条第二項(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用す る場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十七条第二項及び第四十八条第二項(新障 害福祉サービス基準条例第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十二条第三項(新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第百十六条、第百七十九条の十一並びに第百七十九条の十七において準用する場合を含む。)、第七十条第二項及び第八十八条第二項(新指定障害福祉サービス基準条例第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百四十条、第百四十条の四、第百四十九条、第百四十九条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九及び第百九十三条第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第三十九条第二項、新地域活動支援センター基準条例第十七条第二項、新福祉ホーム基準条例第十五条第二項並びに新設備運営基準条例第七十三条の四(新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体的拘束等の禁止に係る経過措置)

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十五条第三項(新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第四十二条第三項(新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。)、新障害福祉サービス基準条例第二十八条第三項(新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三条の二第三項(新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第百五条、第百五条の四、第百十六条、第百四十条、第百四十条の四、第百六十条第一項、第百七十二条、第百七十五条、第百七十九条、第百八十四条、第百八十四条の十、第百八十四条の十九並びに第百九十三条第一項において準用する場合を含む。)、新障害者支援施設基準条例第四十一条第三項及び新指定障害者支援施設基準条例第五十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 **則**(令和三年七月十三日条例第二十八号) この条例は、公布の日から施行する。